

## 令和2年 秋の全国交通安全運動 実施要綱

### 1 期間

令和2年9月21日（月）～9月30日（水）  
（9月30日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」）

### 2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

### 3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、各種行事に積極的に参加するなど、交通安全意識を高めて交通事故防止に努めましょう。
- (2) 関係機関団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、効果的に推進するとともに、その効果が運動終了後も持続されるよう努めましょう。
- (3) 本運動の実施にあたって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動に努めましょう。

### 4 運動の重点

#### (1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が高い傾向にあり、次代を担う子供のかげがえのない命と、交通事故死者数全体の約半数以上を占める高齢者の命を、道路における危険から守ることが重要であり、社会全体で交通事故から守りましょう。

自転車は「車両」であることを認識し、交通ルールを遵守して安全に利用しましょう。

#### 推進事項

##### ア 運転者は…

- (ア) 子供・高齢者・障がい者等の歩行者保護意識を向上させるとともに、常に危険を予測した運転で交通事故防止に努めましょう。
- (イ) 通学路・未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等においては、速度を落とし、特に交差点等で右左折する際は、しっかり安全確認をしましょう。
- (ウ) 横断歩道の手前では横断者の有無に注意し、歩行者優先を徹底しましょう。道路標識や道路標示もしっかり確認しましょう。
- (エ) 自転車利用者は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。※1  
二人乗り、並進、自転車乗用中の傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等が、自分や周囲に対していかに危険を及ぼすかを自覚し、「危険な運転」は絶対にやめましょう。
- (オ) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学・高校生、高齢者をはじめとするすべての自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めましょう。

(カ) 乗車前に自転車の安全点検をしましょう。

#### イ 歩行者は…

(ア) 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、走行車両の直前直後の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の交通ルールを守りましょう。

(イ) 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化等を認識し、道路横断時は横断歩道を利用する等、交通事故防止に努めましょう。

#### ウ 家庭等で…

(ア) 身近で起きた交通事故について、家族で話し合い、歩行者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践、反射材の着用を習慣づけましょう。

(イ) 「まもってくれてありがとう運動」※2を推進しましょう。

(ウ) 通学路等を子供とともに歩き危険な場所を把握し、安全な通行方法について家庭においても指導しましょう。

(エ) 保護者等は子供を自転車に乗車させる際は、ヘルメットをかぶらせましょう。

(オ) 幼児を幼児用座席に乗車させる場合はシートベルトを着用させましょう。

(カ) 特に子供に対しては、信号機の信号を守ることや、一時停止のある場所や一時停止標識等のない見通しの悪い交差点では、一時停止するよう具体的な危険性を交えて指導しましょう。

#### エ 職場・学校等で…

(ア) 横断歩道は歩行者優先であることを指導し、歩行者に対する思いやりのある模範的な運転を推進しましょう。

(イ) 通学路・未就学児を中心に、子供が日常的に集団で移動する経路等を通行する場合や、運転中に子供を見かけたら速度を控える等、保護意識を持った運転をするよう指導しましょう。

(ウ) 「まもってくれてありがとう運動」※2を推進しましょう。

(エ) 学校等においては「自転車安全利用五則」に則った、児童・生徒への自転車教育を推進しましょう。

(オ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、職員や児童・生徒の交通安全意識を高揚させましょう。

### ※1

#### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間は、ライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

「自転車の安全利用の促進について」

平成19年7月10日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定

## ※2 「まもってくれてありがとう運動」とは

「まもってくれてありがとう運動」は児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。

また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

## (2) 高齢運転者等の安全運転の励行

すべての運転者が交通ルールを遵守するとともに、運転の基本となるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。高齢運転者の方は、加齢に伴う身体機能の変化等を理解して慎重な運転を心掛けましょう。

### 推進事項

#### ア 運転者は…

- (ア) 車両を運転する際は、交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持つようにしましょう。
- (イ) 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、事故の衝撃や車外放出から自分の命を守りましょう。
- (ウ) 幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
- (エ) 運転中のスマートフォン等の使用※3や「あおり運転」は違法行為です。絶対にやめましょう。
- (オ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）への乗換えや、後付け安全運転支援装置の取り付けについて積極的に検討しましょう。
- (カ) 70歳以上の運転者は、加齢に伴う身体機能の変化等（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあることを理解し、高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示に努めましょう。また、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示している自動車に対する思いやり運転に努めましょう。
- (キ) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納についても検討しましょう。

#### イ 家庭等で…

- (ア) 交通安全に関する各種行事等の機会をとらえ、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と着用効果について話し合い、交通安全意識の高揚に努めましょう。
- (イ) 年齢を重ねると身体機能は変化をします。悲惨な交通事故の当事者となる前に、運転免許証の自主返納等について家族等と話し合いましょう。また、運転免許電話相談窓口「#8080（ハレバレ）」も活用しましょう。
- (ウ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、サポカーへの乗換えや、後付

け安全運転支援装置の取り付けについて家族等と話し合しましょう。

**ウ 職場・学校等で…**

- (ア) 職員に対し、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性や、着用効果について繰り返し指導し、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。
- (イ) 児童・生徒及び保護者に対し、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の必要性、着用効果を理解させ、着用するよう繰り返し指導しましょう。
- (ウ) 高速乗合バス、貸切バス及びタクシー等の事業者は、乗客に対して全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底させましょう。
- (エ) 職員に対し、運転中に高齢者等の歩行者・自転車利用者を見かけたら、速度を控え、思いやりのある運転をするよう繰り返し指導しましょう。

**※3**

○ 携帯電話使用等に関する罰則が強化されました（令和元年12月1日施行）

携帯電話使用等	改正前	改正後
保 持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 5万円以下の罰金</li> <li>●反則金 普通車の場合 6,000円</li> <li>●点数 1点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 <u>6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金</u></li> <li>●反則金 <u>普通車の場合 18,000円</u></li> <li>●点数 <u>3点</u></li> </ul>
交通の危険を生じさせた 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金</li> <li>●反則金 普通車の場合 9,000円</li> <li>●点数 2点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 <u>1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金</u></li> <li>●反則金 <u>適用なし</u> <u>非反則行為となり罰則が適用</u></li> <li>●点数 <u>6点</u></li> </ul>

**(3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止**

秋口になると日没時間が急激に早くなります。歩行中・自転車乗用中における重大事故の多発が懸念される夕暮れ時と夜間の交通事故を防止するため、特に、歩行者等の反射材用品等の着用の推進と、自転車を含めた早めのライト（前照灯）点灯を徹底しましょう。

飲酒運転、妨害運転※4（いわゆる「あおり運転」）等の危険運転を社会全体で撲滅させましょう。

**推進事項**

**ア 歩行者・自転車利用者は…**

- (ア) 夕暮れ時と夜間は視認性が低下して危険性が増すことを認識（自分の姿は自動車等から見えていないかもしれない）し、安全確認は慎重に行い、交通事故防止に努めましょう。

(イ) 夕暮れ時から夜間に外出する際、明るい服装（白や黄色）を選ぶとともに、反射材を活用しましょう。

また、散歩等に出かける際は、歩道のある道路や、車両が入ってこない公園等、交通事故に遭いにくい「安全なルート」を選ぶようにしましょう。

#### イ 自動車運転者は…

(ア) 早めのライト（前照灯）点灯を心がけ、夜間の対向車や先行車がない状況では、ハイビームの活用を励行しましょう。

(イ) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。

酒類が出ることが予想される会合等には、車を運転して出かけないようにしましょう。

飲酒の際は、バス、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業等を利用しましょう。

(ウ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があることを自覚しましょう。

(エ) 悪質で危険な妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は絶対にやめましょう。

#### ウ 家庭等で…

(ア) 交通死亡事故の多くが夜間・早朝に集中していることから、可能な限り昼間に済ませられる用事は昼間に済ませ、通勤・帰宅時間帯や夜間、早朝時間帯の外出は減らすなど、家庭で行える夕暮れ時と夜間の交通事故防止について工夫しましょう。

(イ) 家庭においても飲酒運転・妨害運転等を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。

#### エ 職場・学校等で…

(ア) 交通事故被害者等の声を反映した教育や、飲酒運転、妨害運転等の悪質性・危険性を理解させる研修等を実施し、職場が一体となって「飲酒運転、妨害運転を絶対に許さない環境づくり」を行いましょ。

(イ) 職場においてトップ自らが声を上げ飲酒運転・妨害運転等による交通事故の実態及び、悪質性・危険性についての指導を徹底しましょう。

(ウ) 点呼時におけるアルコール検知器の使用等により飲酒運転の未然防止に努めましょう。

(エ) 飲酒が予想される会合等には、帰宅方法を確認するなどして飲酒運転を防止しましょう。

(オ) 「ハンドルキーパー運動」※5 を推進しましょう。

(カ) 学校での活動等を通じて、自転車による危険運転（令和2年6月30日一部改正自転車による妨害運転が「自転車運転者講習制度」※6に追加）について生徒への教育を推進しましょう。

#### ※4 妨害運転罪

道路交通法改正（令和2年6月30日施行）により、妨害運転に対する罰則等が創設されました。

他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行った場合、最大で懲役3年の刑に処せられるほか、著しい交通の危険を生じさせた場合、最大で懲役5年の刑に処せられるとともに、妨害運転をした者は運転免許の取消処分の対象となります。

※自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律も改正され、危険運転致死傷罪の対象となる行為が追加されました。（令和2年7月2日施行）

妨害運転のような悪質・危険な運転により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等にも当たる場合があります、さらに厳罰に処せられることがあります。

#### ※5

##### ハンドルキーパー運動とは・・・

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

#### ※6

##### 自転車運転者講習制度（対象者：14歳以上）

自転車運転者講習制度のながれ

1 自転車運転者が危険行為を繰り返す（3年以内に2回以上）

※ 信号無視・指定場所一時不停止、酒酔い運転、制動装置（ブレーキ）不良自転車運転、妨害運転（他の車両の通行を妨げる目的で、逆走して進路をふさぐ、幅寄せ、進路変更、不必要な急ブレーキ、ベルをしつこく鳴らす、車間距離の不保持、追い越し違反）など

2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるよう命令

3 講習の受講「講習時間：3時間、講習手数料：6,000円（標準額）」

※ 受講命令に違反した場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

【参考】

○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反行為		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25 mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15 mg～0.25 mg未満	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）

25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）

13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

〔車両提供罪〕

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

〔酒類提供罪・同乗罪〕

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 別 記

### 1 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)

記録の残る昭和43年以降、毎日、全国のどこかで交通死亡事故が発生している状況です。

このような中、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとなりました。令和2年9月30日は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

国民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

### 2 交通安全意識の高揚

職場・学校等の各施設の館内放送が利用できる場合はこれら設備を活用して、従業員や来客者、生徒など広く県民に広報し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

### 3 毎月11日は「交通安全の日」及び「横断歩道“SOS”の日」

県民の皆さんの交通安全意識を高めるため、毎月11日を「交通安全の日」と定め、交通安全活動を推進するとともに、三重県警察は毎月11日を「横断歩道“SOS”の日」に設定し、横断歩道を通行する車両や歩行者の交通指導、広報啓発活動等を重点的に行う日としました。

### 4 毎月15日は「高齢者の交通安全の日」

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の交通事故死者数が高い水準で推移していることから、毎月15日を「高齢者の交通安全の日」(セーフティー・シルバー・デー)(S・Sデー)と定め、高齢者の交通事故防止を図ります。

### 5 毎月第一月曜日は「自転車安全対策強化日」

自転車に関連する交通事故を防止するため、毎月第一月曜日を「自転車安全対策強化日」セーフティー・バイシクル・デー(S・Bデー)と定め、自転車の安全利用の推進を図ります。

### 6 「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」

飲酒運転違反者には、アルコール依存症に関する受診義務が課せられています。県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組みましょう。

### 7 三重県交通安全県民運動スローガン

**思いやる やさしい心で 走る三重** ～気持ち良い 運転マナーの 美し国～



## 8 推進機関・団体名を記載（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 三重県交通安全協会
- 7 三重県自家用自動車協会
- 8 三重県安全運転管理協議会
- 9 三重県トラック協会
- 10 三重県タクシー協会
- 11 三重県自動車整備振興会
- 12 三重県指定自動車教習所協会
- 13 三重県老人クラブ連合会
- 14 三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社津保全・サービスセンター
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合連合会
- 32 全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 三重県建設業協会
- 34 津銀行協会
- 35 四日市銀行協会
- 36 三重交通株式会社
- 37 三岐鉄道株式会社
- 38 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 39 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 40 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部
- 41 西日本旅客鉄道株式会社亀山鉄道部

- 4 2 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 3 伊勢鉄道株式会社
- 4 4 三重県生命保険協会
- 4 5 三重県交通共済協同組合
- 4 6 日本郵便株式会社東海支社
- 4 7 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 8 三重県商工会連合会
- 4 9 三重県食品衛生協会
- 5 0 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 1 三重県木材組合連合会
- 5 2 日本赤十字社三重県支部
- 5 3 三重県医師会
- 5 4 三重県歯科医師会
- 5 5 三重県自転車協同組合
- 5 6 三重県印刷工業組合
- 5 7 日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 8 三重県消防協会
- 5 9 三重県自動車会議所
- 6 0 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 1 三重県自動車販売協会
- 6 2 三重県軽自動車協会
- 6 3 日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 4 三重県中古自動車販売協会
- 6 5 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 6 三重県P T A連合会
- 6 7 三重県高等学校P T A連合会
- 6 8 三重県子ども会連合会
- 6 9 日本ボーイスカウト三重連盟
- 7 0 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 1 三重県青年団協議会
- 7 2 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 3 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 4 三重県私立保育連盟
- 7 5 三重県小中学校長会
- 7 6 三重県高等学校長会
- 7 7 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 8 三重県社会基盤整備協会
- 7 9 三重県砂利協同組合連合会
- 8 0 三重県砕石工業組合
- 8 1 三重県社会福祉協議会
- 8 2 三重県母子寡婦福祉連合会
- 8 3 三重県障害者団体連合会

- 8 4 三重県私学総連合会
  - 8 5 三重県農業協同組合中央会
  - 8 6 三重県信用農業協同組合連合会
  - 8 7 全国農業協同組合連合会三重県本部
  - 8 8 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
  - 8 9 三重県厚生農業協同組合連合会
  - 9 0 三重県新生活運動推進協議会
  - 9 1 日本海洋少年団三重県連盟
  - 9 2 三重県建築士会
  - 9 3 三重弁護士会
  - 9 4 三重県人権擁護委員連合会
  - 9 5 三重県交通安全母の会連合会
  - 9 6 三重県観光連盟
  - 9 7 三重県警備業協会
  - 9 8 三重県交通遺児を励ます会
  - 9 9 三重県電気工事業工業組合
  - 1 0 0 三重断酒新生会
  - 1 0 1 三重県小売酒販組合連合会
  - 1 0 2 伊勢新聞社
  - 1 0 3 産経新聞社津支局
  - 1 0 4 中日新聞三重総局
  - 1 0 5 共同通信津支局
  - 1 0 6 時事通信津支局
  - 1 0 7 中部経済新聞三重支社
  - 1 0 8 朝日新聞津総局
  - 1 0 9 毎日新聞津支局
  - 1 1 0 読売新聞津支局
  - 1 1 1 日本経済新聞津支局
  - 1 1 2 日刊工業新聞三重支局
  - 1 1 3 NHK津放送局
  - 1 1 4 CBC三重支社
  - 1 1 5 東海テレビ三重支社
  - 1 1 6 東海ラジオ三重支局
  - 1 1 7 三重テレビ放送
  - 1 1 8 名古屋テレビ（メーテレ）三重支社
  - 1 1 9 中京テレビ三重支局
  - 1 2 0 三重エフエム放送
  - 1 2 1 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
  - 1 2 2 三重県遊技業協同組合
- (以上 122 推進機関・団体 順不同)